

議 議 議 議 議		去る 9 月 2 日 午前 9 時、議会運営委員会を開催しました。 本日をもって招集されました令和 2 年第 3 回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から 9 月 1 1 日までの 4 日間とすることに決定しましたので報告します。 次に、一般質問については、1 人の通告がありました。 令和元年度厚沢部町各会計決算の認定に対する審議については、議長、山崎議員を除く 8 名による特別委員会を設置し審議することとしましたので、御賛同よろしくをお願いいたします。 なお、意見書案については、お手元に配付のとおり提出することにしましたので、御賛同よろしくをお願いいたします。 あらかじめ関係資料をつけて御覧いただいておりますので、一括議題とし、朗読及び質疑、討論を省略することといたします。 提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。
	長	お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から 9 月 1 1 日までの 4 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1 1 日までの 4 日間と決定しました。
	長	提出案件は、補正予算案 3 件、組合規約の変更案 3 件、人事案 3 件、意見書案 2 件、報告 3 件、令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算認定 7 件の計 2 1 件であります。
	長	町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。
	長	町長

町長	令和２年第３回厚沢部町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶と提案理由を申し上げます。 先月、安倍総理が健康を理由に任期途中で辞任表明をされました。来年９月までの自民党総裁任期を待たず退陣することになり、速やかに後継選びに着手する方針であります。連続歴代最長７年８か月にわたり政権運営を維持され、金融緩和、財政出動、成長戦略の３本の矢による経済政策アベノミクスを推進してきたところであります。 日本はコロナウイルス感染の緊急事態宣言解除後から、都市部を中心に第２波の感染者の収束が見通せず、国内の観光や地域間交流の停滞から、多業種にわたる経済の影響も出ており、政府は新しいリーダーの下、感染症と経済対策をバランスよく進めていただくことを強く望んでおります。 厚生労働省は、昨年度の医療費が前年度から約１兆円増え、過去最高の４３兆６，０００億円に達したことを発表しました。１人当たりの医療費は、前年度比８，０００円増の３４万５，０００円で、分析では、高齢化や医療の高度化が影響しているとのことであります。７５歳以上では、７５歳未満の４倍以上に当たる９５万２，０００円で、今後、団塊世代が７５歳になるとされ、さらに医療費が増加することが見込まれております。 国は、来年度の一般会計予算の概算要求を取りまとめ中ではありますが、高齢化による社会保障費の増加や景気対策も加わり、要求額は昨年につき１００兆円を超えるものと、このように推察されるところであります。 さて、今年の夏は全国的な猛暑や一部地域での豪雨など異常気象に見舞われております。各地で河川の氾濫、浸水被害が発生し、甚大な災害となったところでもあります。被害に遭われた
----	--

方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期復旧・復興を願っております。

本町は幸いにもこれまでの異常気象の影響はなく、檜山振興局発表による８月１５日現在の農作物の生育状況については、雨が少なかった７月中旬を除き、気温、日照時間とも平年を上回り、各農作物は順調に生育しているとのことであります。

また、北海道農政事務所の８月１５日時点の米の作柄状況では、道内は２年連続でやや良の見込みで、檜山においてもやや良とのことであります。今後も天候不順に見舞われることなく、豊穰の秋を迎えられることを切に願っているところであります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案３件、組合規約の変更３件、人事案３件、決算の認定７件、健全化判断比率等の報告２件の計１８件であります。

議案第１号の令和２年厚沢部町一般会計補正予算につきましては、８，８２４万３，０００円を追加し、予算の総額を５３億５，００２万５，０００円とするものであります。

主なものは、総務費では、財政調整基金積立金、重点道の駅整備基本計画委託料、農に生きる推進協議会運営費補助金、うずら温泉エアコン更新工事費、戸籍住民基本台帳等システム改修委託料、民生費では、障害者医療費及び障害者自立支援給付費の過年度精算返還金であります。農林水産業費では、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金であります。

議案第２号の令和２年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定について５０１万４，０００円を追加し、予算の総額を６億６，８７９万８，０００円とするもので、介護給付費負担金の過年度精算返還金であります。

議案第３号の令和２年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出について１，１４０万円を追加し、予定額を５億２，６６２万３，０００円と

するもので、新型コロナウイルス感染症対策従事者への慰労金であります。また、資金的収入及び支出については、２２９万８，０００円を追加し、予定額を５，３２５万円とするもので、新型コロナウイルス感染拡大防止支援金を活用したナースステーションのエアコン設置費及び検温装置等の購入費であります。

議案第４号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、議案第５号の北海道市町村総合事務組合理約の変更及び議案第６号の北海道町村議会議員公務災害補償組合理約の変更につきましては、構成団体の組合からの脱退による規約の一部を改正するものであります。

議案第７号の固定資産評価審査委員会委員の選任、議案第８号の教育長及び議案第９号の教育委員会委員の任命につきましては、いずれも所定の任期が満了することから、選任及び任命について、議会の同意を求めるものであります。

認定第１号から認定第７号までの令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算が終了し、監査委員の審査を了しましたので、決算審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

報告第１号の令和元年度健全化判断比率の報告について及び報告第２号の令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査意見をつけてそれぞれ報告するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。

詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてしますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 議 議 山 崎 議 員	長 長 長 員	日程第5 一般質問の通告がありましたので、発言を許可いたします。 それでは、2番、山崎孝議員 2番、山崎議員、マイクをお願いします。 おはようございます。 議長の許可をいただきましたので、3点について質問をいたします。 今年1月に発症しました新型コロナウイルスはいまだに収束をしておりません。地域の活動が制限され、地域が停滞をしております。一日も早く収束されることを願っております。 また、昨日のテレビ等の報道でありましたように、今までに経験のしたことがないような大型台風10号が九州を中心として甚大な被害を発生させたと報道されておりました。被害を受けた方々には、心よりお見舞いを申し上げる次第であります。一日も早い復旧を願っております。 それでは、質問に入ります。 質問の1番目であります、負担金3,889万2,423円の不納欠損額発生要因と延滞金の対応についてであります。 令和元年度歳入において、国営相和地区農地開発事業受益者負担金に対し3,889万2,423円の不納欠損が提案されました。これは前代未聞の惨事であると考えております。発生要因、延滞金の対応、行政執行者としての認識、責任について所見を伺います。
議 町	長 長	町長 山崎議員の1問目であります。 国営相和地区農地開発事業受益者負担の不納欠損額の発生要因、延滞金対応についての質問であります。

山崎議員から質問いただいたとおり、国営相和地区農地開発事業受益者負担については、令和元年度に３，８８９万円の不納欠損処理を行ったことにより、決算書にその金額を計上したところであります。

御質問の１点目の発生要因でございますが、昨年度、議員の皆様方全員で構成する特別委員会や３月の第１回厚沢部町議会定例会においても説明させていただいたとおり、負担金の未納額がある受益者が死亡したことに伴い、不納欠損が発生したものであります。

その経過は、平成２６年１０月に未納額５，６９７万円を残した受益者が亡くなりました。その後、関係相続人全員が裁判所に相続放棄を申し出た結果、民法の規定に基づき、残された全ての財産は相続財産管理人によりまして、処分されることになったものであります。相続財産管理人が、動産、不動産、預貯金等の全ての財産を処分した結果、平成３１年４月に１，８０８万円の配当となりました。不足する３，８８９万円が収入未済となりました。この収入未済額は法律的に徴収できないことが確定したために、令和元年度中に不納欠損処理を行ったものであります。

また、延滞金の対応についてですが、生活困窮者や事業継続困難などを勘案しまして、納付状況や支払能力を把握しながら、受益者個々に判断をしております。ただし、計画的な納付を拒む者に対しては、延滞金の賦課は当然のこととして、財産の換価など強制処分を前提として対処しているものであります。

最後に、行政執行者としての認識、責任についてでございますが、本負担金は事業開始、徴収開始から相当の年月が経過していることは事実であります。公平性の観点から、最後まで徴収することは当然のことと認識しており、今後とも法律及び条例に基づき徴収を進めて、未収金解

議 山 崎 議 員	消に向け最大限取り組んでいきたい、このように考えているところであります。 以上です。 2 番、山崎議員 まず、行政にとって不納欠損を発生をさせ、その処理をするという意味合いがどういうものかということ、かなり重く受け止めているところであります。できれば、副町長に、副町長は道の経験もありますので、できれば、行政が不納欠損するという意味合いをどのように捉えていいのか、それをまず御指導願えればというふうに思います。
議 副 町 長	副町長 行政における不納欠損の捉えといいますか、責任といいますかということだと思いますけれども、道というより、町といたしまして、公平性の観点から徴収金の全額徴収という考え方には変わりはありません。先ほど町長も述べられたとおり、これまでも法律ですとか、条例に基づきまして、未納者に対して催告を行うですとか、経営状況や支払能力に応じまして分納、延納、差押えなどを行いまして、時効を完成させないように対応してきたところでございます。 しかしながら、今回の事案のように未納者が亡くなりまして、関係相続人が相続権を放棄した場合、先ほど申し上げたとおり、事業開始から相当の年月がたっておりまして、また、当時との農地の価格の違いなどから、財産処分を行っても、結果的に未納額が発生して完済できないという場合も想定されることでございます。これは法律に基づいた処分でございます、結果的に全額徴収というものには限界があるところでもございまして、行政としてはそれ以上の対応は、なかなかちょっと困難かなと、そのように考えるところでございます。 ただ、いずれにいたしましても、繰り返しになりますけれども、時間はかかりますけれども、

議 山 崎 議 員	未納者に対しまして、分納ですとか、そういうことを行って計画的に徴収を進めるとともに、法律や条例に基づきまして、必要に応じ財産の差押えなどによりまして、未納金の早期徴収に努めてまいる考えでございます。 以上です。 2 番、山崎議員 ここに3, 889万円の不納額を発生させたということは、私は大変残念に考えているところであります。また、本町行政に汚点を残す結果にもなっただろうというふうに思っております。併せまして、町民の皆様には大変このような結果を招いたということに対して、大変申し訳なく、私も行政を推進する一員としての責任を強く感じているところであります。 そもそもこの事業を、今、当時をちょっと振り返ってみますと、評価額が5, 895万円であります。先ほど町長が言われましたように、今回、法律的に動産、不動産、預貯金、全ての財産を処分した結果が1, 808万円であります。大半が不納額になるわけであります。 ですから、例えば今、5, 895万円の事業を起こしたときに、この償還がどうなるということを町長なり、執行者の中には指導というか、その見通しというものはどういうふうにして考えていたんですか。完全に不納になるということを見られたんじゃないですか、その時点で。いかがでしょうか。 議 町 長 町長 この件につきましては、過去に何度も説明をしてきたとおり、当時の開発事業、この個々の負担金もさることながら、事業自体に要した費用というものは大変な額であります。また、なおかつ当時のこの資産の価格は、ちょうど今から見ますと、10倍。したがって、この方の資産とい
----------------------	---

うものは、当時資産鑑定すると、この不納欠損になった額はこういう額にはならないというふうな想定の下で当初計画されたものであります。今、山崎議員が言われるように、この工事をした当時は、畑地帯は厚沢部町では40万円から45万円の価格でした、畑1反歩。そういう価格のときに造成されて、将来とも、この資産という価値は残る、こういう考え方の下に事業が進められた。そして、残念ながら、今日になっては1割であります。今は畑地の売価価格は4万円であります。40万円だった畑が、今は4万円になっているわけですから、価格換算すると、10分の1になってしまったと、資産が。こういうのがこの経過であります。

そんなことも含めて、この相和計画をした段階で、それぞれの農家希望者、それこそ町の進める事業、特に水道事業、さらには町道の新規に整備、こういうものを併せもった相和事業であったと、このように考えておりますし、当時からやはりそういう進めの中で、この相和というものは全町ぐるみで進めてきたと、こういうものであります。

特に、この国営事業、特に、町が代弁するその事業というものは、憲法の中でも、公務員の不法行為によること以外は賠償責任はない、こういうふうに憲法の中でうたわれているわけですから、誰が責任ある、誰が係だ、誰が、そんなことは法的には出てくる話ではありません。憲法では、この事業を進める行政がきちっと工事をしながら、そして住民に周知して進めた事業でありますから、そういう考え方からいきますと、今言われるような、この不納欠損が生じたというのは非常に残念な話であります、農家自らが頑張ってきたものが、こういうふうに亡くなったと、こういう状況の案件でありますから、致し方ない事件だなと思います。

また、なおこの徴収方法につきましては、いろいろな考え方があります。ずっと農地を貸して、賃借料を町がずっと取りながら元本を減らしていくという方法、あるいは滞納処分で売買し

議長 山崎議員	てしまう考え方、ただ、売買する場合には、今私が申し上げたとおり、もう価値が10分の1に下がっていると、こういう状況ですから、当然、当時の試算というものと、今の試算というものは、もう1割に落ち込んだ、こういうことが今の納付された額の処分費である、そういう考え方ですので、私は、いずれにしても、この経営者が亡くなった。家族の方が全部持分を放棄したという、こういう法的な措置による対応でありますので、やむを得ないものがあると、このように思っております。 2番、山崎議員 いずれにしても、3,889万円というのは、町財政に穴を空けると言えば言葉合っていないかもしれないけれども、それを消滅させたわけですから、大変な問題だろうと思っています。 そして、私はちょっと勉強させていただいたんですが、厚沢部町の国営土地改良事業負担金徴収条例というものが平成9年から23年の15年間の間にぜひ償還をしてほしいという形で受益者と合意をされてスタートしているわけであります。 しかしながら、今議題となっているこの受益者の方については、この徴収条例の15年間で納付されたのが17万円ですよ。15年間で。そして、その後、24年、25年、26年、亡くなる寸前までで180万円納付されました。ほとんど、経営的にきつかったかもしれないんだけど、納付できるような状況ではなかったんじゃないかと私は思う節もあるんですよ。それとも、恣意的に払う気がまるっきりなかったのか。どういうふうに理解したらいいのかなと思っています。 実際的には、行政だから5,800万円を融資して、担保も取らない、保証人もつけない、何
--------------------	---

議 町	もやらないでぽっとやったら、それはリスクというか、物すごいものだと、私は何回も今までこういうふうにして質問しました。その考えというのはなかったですか。これは、この方だけではないんですよ。総体的に8億円の受益者の負担を立て替えてきたわけですから、その中で、多くの六十数戸の人方は頑張って、頑張って支払いをしました。後はやっぱり二十数戸の人はまだ残っているし、現在の11名はまだ支払っていないんですよ。その辺の担保は、町長はどういうふうに考えていますか。一般の金融機関であれば、例えば5,000万円融資するとなったら、5,000万円で保証人をつけるなり、担保をきちっと請求しますよ。だから、こういうような不納額というのが出るんでないですか。それは、町長、どういうふうな認識をしていらっしゃるんですか。 町長 この負担金につきましては、土地改良法で進めておるわけですが、徴収については、国税徴収法に準ずるといふような法律になっております。ですから、税と同じように扱う、こういうことになっている。 したがって、滞納しますと、滞納の中でも、催告しながら誓約というものが、納める方は今とても無理だから年賦にしてほしい、そういうふうな要請もあります。いろいろ支払いの方法は受益者の方々から相談を受けます。 したがって、そういう誓約をした上で、年々納めてくる方々、あるいは強制処分という差押えによって担保するという、こういう方法があるわけですが、差押えをして、当時は加重差押えというものはできませんから、差押えの当時の額で押さえるんです、これ。だから、先ほど申し上げましたように、30万円、40万円の畑の場合には、そういう換算の中で押さえるものですか
----------------	--

ら、今の時代になると、10パーセントになった価格が、当時押さえたものの価格に到底及ばないというふうなことになるわけです。これは国税徴収法、その範囲の中で法的に進めているわけですから、これは私どもは、例えば、農業を廃止までしなさいというふうな、これは徴収法の中では禁じられていることでもあります。また、生活できないような処分もしてはいけない、当然の話であります。給料であっても、生活費を除いた分を差押えしなさい。こういうふうな法の中の事務処理をしているわけですから、そういう中で、こういうふうな規制をする例が発生するということでもあります。

今残っている11名の方々は、ほとんど誓約かあるいは差押え、不動産差押えというもののの中で担保を取っている、こういうことでございます。

今あえて申し上げますけれども、今月中に、これも先ほど延滞というふうな話も出ましたんで、今月中に納付者の代わりに代理人が全額納付するというふうな、今月中ですよ。そういう手はずもできております。差押え物件は、当時、5町何がしの農地でありましたけれども、今の価格にしたら、400万円、500万円、こんな程度の物件でありますけれども、滞納者は約800万円という当時の工事費の納付金であります。今、代理者はその800万円を立替払いをすると、こういうふうな事例も今出ているわけであります。

そういう徴収している中で、そのような代理人が払ってくれる、あるいは第三者が買い取ってくれる、こういうふうないろいろな策を講じながら、この滞納者の減少を今図っているということでございます。

いずれにしても、法的な範囲の中で進める以上は、殺すようなことはできない、こういうことでございますので、その辺をよく御理解いただきたいと思います。

議 長 山 崎 議 員	以上であります。 2 番、山崎議員 完全に理解したというふうには、私自身もそういう域には達しておりませんが、まだまだ疑問点がたくさんございます。
議 長 町 長	延滞金の考え方について、町長は先ほど言いましたけれども、お願いしたいと思いますが、当案件につきましてはもう終わるわけですから、当然その償還内に完納しない場合は、延滞金を賦課する、そういう条例になっておりますので、今回はどのような対応の仕方をするんでしょうか。それと同時に、かつて今までこの事業に関して、延滞金を支払った受益者の人たちが何人かいらっしゃるんでしょうか。その辺をちょっと紹介してください。 町長 先ほども申し上げましたけれども、強制処分したものは、当然延滞金も絡めて徴収します、強制処分は。 それから、今申し上げましたとおり、町におきましては、延滞金の徴収条例というのがあります。この条例の中で、細部にわたっては規則のほうで、こういう方々は免除してくださいと、こういうふうな条文もあります。したがって、その免除対象条文に沿う形の方は、従来免除してきている、こういうことでございます。 いずれにしても、国税徴収法の中でも、元金終了後に延滞金を取りなさいというふうな指導もございまして、今まで中間、中間で払ってきていた元金にどんどん追い込んでいったと。最後の精算で、ようやくその延滞金が伴うと、こういうことでございますので、強制処分で競売したものは、当然満足に延滞金取れた。あとこういう代わりに払ったり、誓約でもって払う人について

議長 山崎議員	は、この厚沢部町の条例に基づく延滞金の免除等も中にはあります。 以上であります。 2番、山崎議員 町長がおっしゃるとおりなんですよ。地方税法では、やむを得ない事由がある場合は、延滞金は減免できるというふうにあるんですよ。だけど、先ほど私言いましたように、15年間の償還期間で17万円しか支払っていませんでした。その後も180万円ぐらいでも払えませんでした。そして、3,800万円という大口の欠損を出さざるを得ない状況の中で、追い打ちをかけるような意味で物を言うわけじゃないんですけれども、延滞金の、私は減免するという意味は通用しないような気がするんです。けれども、亡くなってしまっているわけだから、これからどうするということになるでしょう。けれども、まだ残っている受益者の方が11名いるんですよ。ある意味では、そういう人方の指導のためにも、ここにありますよ。厚沢部町分担金等督促手数料あるいは延滞金徴収条例とあるんですよ。物すごいものですよ。督促手数料1通につき100円ですよ。それから、延滞金年14.6パーセントですよ。ね、町長、延滞金の督促手数料、14パーセントですよ。こんなもの大変ですよ。 だから、私はある意味では、今現在頑張っている方々に対してもきちっとした公的な席で、私は減免したい、してもらいたいということを言いたいですよ。今、11名の方々に対しても、全てのこういう人方に対しても。それ、何も議論もなく、何もやらないで、延滞金かかっているものだから、かからないものだったら、前にね、涙たらしながら支払って完納した人が何て言いますか。今大変な怒りですよ。その15年間で5パーセントの金利を持ちながら、頑張って、頑張って、大方の人方はやってきたんですよ。それが、延滞金もかけない、ずっと延ばしてもいいよ
--------------------	---

議長 農林商工課主幹	となったら、こんなに苦しまなくて、もっともっと順調に私は経営が再建できたと思っていますよ。それが、私、すぐ隣近所にいますよ、苦しかったと。だから、山崎、今回のこの件については、私は理解できませんよと、かなりきついお叱りですよ。 主幹、参考までに14.6の延滞金というのは、もし今のこの事例に合わせたらどのぐらいの金額になりますか。ちょっとお調べ願いたいと思います。 農林商工課主幹 まず、延滞金の率についてでございますが、条例上14.6パーセント、ただ、条例に附則がございます、現在はちょっと別な利率になっておりますが、延滞金は当然発生するということでございます。 じゃ、この5,600万円に延滞金がかかった場合幾らくらいになるのかということなんですが、何年度のどれを納付したかというところでも変わってくるんですが、総体としたら、これだけの期間が経過すれば、元金相当額ぐらいの延滞金が発生していると考えられます。 以上です。
議長 山崎議員	2番、山崎議員 お気の毒にね、今議論されている方はもう亡くなって、それに対して何かこういう議論をするということは大変申し訳ない気がしながら、私は今話をさせていただいております。 しかしながら、やっぱり行政というのは、どんな人でも公平でなきゃならない。そういうことが頭にあるものですから、やっぱりどういう状況下であっても、正しく公平でなきゃならない、そういうことで実は話をさせていただきました。 そういうことで、ぜひ、私はこの国営の事業そのものに対して否定しているものではないんで

議 町 長 長	す。 7 7 2 2 ヘクタールも農地ができて、今日の厚沢部町の生産の土台をつくったわけですから、私はそう思っていますよ。だけれども、受益者そのものはその自分の責任をどこかに転嫁しようとか、負わなくてもいいよということには実際になりませんので、その辺お願いしたいと思っています。 2 番目に入ります。 収入未済額 1 億 5, 2 1 8 万 2, 1 7 8 円の対応、リスク対策についてであります。 1 億 5, 2 1 8 万 2, 1 7 8 円の収入未済額は、国営相和地区農地開発事業費負担金の滞納額であり、償還が長期化した結果であると考えております。滞納者は 1 1 名であり、受益者の死亡、高齢化、営農中止などで、極めて困難な状況であると認識をしています。今後とも不納額発生の懸念があると考えます。リスク体制を強化して、万全な徴収体制を望みたいと思いますが、町長の所見を伺います。 町長 今、山崎議員から、2 問目の収入未済額への対応、リスク対策についての質問であります。 本負担金の賦課は平成 2 3 年度で終了いたしましたけれども、それ以降、納付誓約による納付は当然のことですし、財産差押えの実行、公売予告など、強制的な手段も用いながら徴収を行ってきているところであります。 その結果、最終賦課の平成 2 3 年度末では、2 8 戸で 2 億 8, 8 2 5 万円であった収入未済金は、令和元年度末においては 1 1 戸、1 億 5, 2 1 8 万円となっております。 徴収を進めるに当たりまして、個別の判断になりますけれども、支払期間の 1 5 年を超過した場合においても、税法に準じて、納付に対して誠実な意思を有している場合に限り、事業継続ま
-------------------------------	---

議 長 山 崎 議 員 町 長	たは生活維持の困難や徴収上の有利に該当する場合は、分納納付を今行っているところであり ます。 早期の完済とならず、長期間にわたって徴収を続けなければならない現状でありますけれど も、また、山崎議員の質問のとおり、受益者の死亡、高齢化、営農中止などなど、既に徴収困難 な状況も発生しております。今後の不納欠損につながりかねない状況にありますことから、今後 もリスクの管理は必要となってまいります。 直近の２年間に於いて、平成３０年度で１，８４５万円、令和元年度においては３，８９７万 円と、持続した取組によりまして一定の成果は得られておりまして、今後の徴収において、法令 及び条例を遵守した中で継続したリスク管理を行っていくと、こういうふうに認識しておりま す。 また、今後とも未収金解消に向けて、納付の誠意のない者に対しては、現金や生命保険等の差 押えのほか、必要に応じて財産の公売を実施するなど、最大限取り組んでまいりたい、このよう にも考えております。 ２番、山崎議員 先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、この１１名の中には、農地を売買して直ちに 納付するという、そういう意思を示されている方もみえられます。しかし、中には積極的にこの 滞納額を精算をする意思があるのかないかということ、私、大変疑問に思う方々も中にはいらっ しゃいます。ぜひ１１名の滞納者のこれからの償還計画を示してください。どのような償還 計画を持っていらっしゃるんですか。それを紹介してください。 農林商工課主幹
--	--

農林商工課主幹	まず、個別の案件になってしまいますので、ちょっとこういう例があるというようなことで答弁させていただきたいと思います。 まず、残額が少なくて分割納付、毎年納付誓約に基づききちんと定期償還をしている方については、その年限をもって償還していただくということで、そのほうが農業経営にも影響がなくてよろしいのかなと思っております。 ただ、やはり償還額が大きくて財産の少ない方というのがおります。この方につきましては、納付を最大限にするという意味においても、やはり長期間の償還期限が必要になってくるのかなと思っております。また、償還に応じている者はいいんですけれども、償還に応じない者、残念ながらおります。ここにつきましては、先ほどの一般質問の中でもありましたとおり、そういう方につきましては、延滞金も賦課し、さらに差押えもし、強制執行もするというようなことで対応しているところでございます。 また、町長の答弁、先ほどありましたとおり、当然一括納付できるのであれば、農地を売却して一括納付を促していくケースなど、個々のケースに応じて対応を変えているところではございます。 以上です。
議長 山崎議員	2番、山崎議員 先ほども言いましたように、一般の金融機関と違って、行政は担保も取っていないし、保証人もいないわけですよ。万が一ということを考えたときに、大変私は不安に感じております。 そして、平たくこの方々の内容を見るときには、大変不納額の発生の懸念があるなというような感じで私認識をしております。

議 町	ですから、町長にぜひ施策の一つとして考えてほしいと思いますが、この滞納額の対応のためのセクションをつくって、専門的にやらせたらどうですか、職員に頑張らせて。副町長を筆頭にしてもいい、町長を筆頭にしてもいい、号令かけたらどうですか。私は、そういうのが必要だと思うんですよ。やっぱり負債というものは、号令かけて強くすれば何とかなるものですよ、と私は思っています、私の経験上から。黙っていれば、ああ、そういうものですねと思って、黙っては静かになるんですよ。だけれども、やっぱりこれは町財産で、個人資産を助成した事業ですから、何としてもやっぱり責任は果たしてもらわないと困るんでないかと私は思っています。 だから、その一つのセクションとして、誰か専門的な形で、一生懸命頑張る職員をぜひ指示してほしいなと思ったりもしています。そういうことで、何とか11名の方々については、多分この11名もかなり10年とか15年の償還計画を立てている人方なんです。もうこの事業が始まってから40数年たつんですよ。さっき町長も言いましたように、長期化したことによって、この原因をつくっているわけですから、これから15年、十何年なんて待つわけにはいきませんので、頑張って、頑張ってでもね、やっぱりぜひ、先輩方が頑張りを通してきて、今日まで来た事例がありますので、やってやれないはずはないと思いますので、ぜひ15年なんて待たれませんか。短期間のうちに何とかやるように指導を願えればと思っていますが、町長、いかがでしょうか。 町長 今ありましたセクションをつくって徴収強化をしたらいかがかと、こういうふうなお話もありました。それぞれ町は担当職員という者がおるわけですから、セクションはあるわけでありす。ただ、職員が何年かすると異動で当然替わりますから、そういうことの中で、いかなる効率
------------	---

のいい方法を取り入れながら徴収していくと、こういうことでございますから、役場の職員というのは、どんな場合におきましても、法令を遵守して物事に当たるとというのが職員であります。そんな考え方の中で、これからも、相和地区を担当する職員については、従来どおりそういう徴収に励んでいただくというふうなことになるかと思います。

また、15年、20年というお話がありました。これ実は、平成27年6月25日の議員協議会の際に、元本を埋めるためには貸付けをしながら毎年利用料金を入れて元本を少なくしていきたいという、私は答弁をしました、そのときに。そして、このときに、佐々木議員からと山崎議員からの意見の中で、相和に住んでいる専業農家に、早くこの土地は売り渡して、そして規模拡大をしながら、早々に売り渡したほうがいいという御意見をいただいたところであります。この全体協議会の中での発言でありました。そういうことの中で、亡くなった地主でありますけれども、そしてもう一方、兄弟の土地も当然ありました。この方々の処分というものを急いで、現在の相和地区の農家に売渡しをした、競売処分をしたと、こういうことでございまして、今のこの方の処理につきましては、そういうこともありまして、早い処理をしたということを御理解いただきたいと、こういうふうにも思うところでございます。

また、相和の関係で、山崎議員はよく御承知のことだと思いますが、この相和は農地造成だけの相和事業ではありませんでした。これは初めから皆さん方も御承知のように、この町の相和地区に張りめぐらされている町道の整備、新規に造りました町道、それから水道、こういうものも相和の事業にのって、9割の補助をいただいて、町が進めてきたと。その一方では農地造成を進めたと、こういうふうな事業でございます。町も農家も一体となってあの事業を進める中で、今日の厚沢部町の大きな農地基盤もできたし、道路整備もできたし、水道もできたしと、こういう

議 長 山 崎 議 員	ふうな全体を通して大きな影響があったというふうに私は思っております。 そんな中で、今言う１１名、１０名くらいの未納者の中で、こういう不納が起きていることについては、非常に残念でありますけれども、これは農家の方々のこれからの営農も含めて、生かしていくためにはそれなりの支援をしながら、応援をしながら農業をしていただきたい、こういうふうにも考えているところであります。 ですから、３年、５年で処分してしまえということではなくて、やはり、その農家の、今納付できる範囲の中で生活をしていただいて納付していただくと、これがそもそも法的なやり方だろう、こういうふうに思っているところであります。 ２番、山崎議員 この問題はなかなか、どっちが正しいとか、どっちがどうだという結論が出るものではないというふうに思っています。ただ、お互いやっぱり自分の負った責任というのはきちっとしてもらわないと、これはどんな世界でも通用しなくなるわけでありますから、その辺のところは間違わないでほしいなと思います。 それと、先ほど言いましたように、またこれから納付していただく受益者の方もいらっしゃいます。それではっきりと私は町長にお願いしたいのは、延滞の関係でありますけれども、これはぜひ減免をするという方向で決めてほしいなと。ぜひこれからの対応をしていく方々に対しても、減免してほしいと私は思っています。正式に町長にお願いをしたいというふうに思います。その都度、やっぱり先ほど町長言いましたように、これからは指導体制、それからリスク体制をきちっとした形で進めていくわけでありますから、厳しくなるとは思いますけれども、その反面、やっぱりそういう延滞云々という、そういう議論のないように、今回一つ町長にきちっとした形
------------------------	--

議 山 崎 議 長	をお願いをして進めてほしいなというふうに思っています。 それで３番目に入ります。 山崎議員、この次、３問目の質問に入りますか。
議 山 崎 議 長	はい。 コロナ禍の状況なものですから、一般質問の途中ですが、休憩といたします。１１時１０分まで休憩します。（１１：００）
議 議 長	休憩前に引き続き一般質問を続行します。（１１：１０） 山崎議員の持ち時間はあと１５分です。
議 山 崎 議 長	２番、山崎議員 ３番目の質問に入ります。
議 山 崎 議 員	本町農業の生産販売高実績の推移と展望についてであります。 厚沢部町農業生産販売高の推移を見ると、昭和５９年から令和元年まで３６年間の実績ではありますが、平成３年の面積３，０４０ヘクタールで４８億９，０００万円が最大のピークでありました。令和元年では、面積が２，７６９ヘクタールで２９億円であります。大変急激に販売高が下がった状態であります。
議 山 崎 議 員	このような状況変化をどう認識しますか。人口減少とともに、本町の農業が弱体化したということではないでしょうか。大変危惧するところでもあります。農業の状況変化と展望について、所見を伺います。
議 町 長	町長 山崎議員の３点目の質問であります。厚沢部町農業の生産販売高の実績、推移、本町農業の

展望と、こういうふうな大きなテーマの中での質問であります。

過去からの実績を比較すると、J Aの資料では面積及び販売高の推移は、ピーク時と比較し減少しているのは、これは事実であります。

まず、過去と比較して特徴的な変化は、以前は販売高が大きい野菜の作付が盛んでありましたが、現在の農家数の減少により、1戸当たり作付面積が拡大することに伴って、例えば麦の作付、生産が大きく伸びておるところであります。このことによりまして、販売高は減少しておりますけれども、交付金の補填もありまして、1戸当たりの農業所得は向上していると、このようにも推測しております。

また、面積の減少は、飼料用作物の作付拡大、皆さん方、近傍の農地にしても、牧草畑にかなりの面積が増えてきている。この牧草畑は飼料作物の作付拡大によって農協の資料では作付面積に表れてこない、こういうのが減少しているところであります。町全体の耕作面積が大幅に減少したものではありません。

このように、生産者の皆様がより高い所得を目指して経営の工夫をすることによって農業の状況変化が実績に表れたものと考えておりまして、厚沢部町の農業が弱体化した、そういう認識は持っておりません。

また、今後の展望についてでありますけれども、人口減少や高齢化に伴いまして、農家戸数の減少は今後も続いていくと、このように思われます。農地の集積・集約化や生産基盤の強化を目的として、道営の基盤整備事業や農地耕作条件改善事業による暗渠排水整備等に引き続き取り組む必要があると、このようにも考えているところであります。

また少ない担い手に多くの面積が集約されていくことは避けられないことのように思います

議 長 山 崎 議 員	が、今後も農作業の合理化や農家の労働環境の改善など、大規模化に向けた取組が必要となります。 直近の厚沢部町農業の動向としては、GPSガイダンスの導入によるスマート農業の普及、新規就農者の参入、農作業アルバイトによる労働力の確保などなど、新たな取組も進んできております。 いずれにしても、農業は厚沢部町の基幹産業でありますから、農業・農村を発展させるために何を行うべきかということを基本に、安定生産、農業所得確保、原点を忘れることなく、今後の農業政策を展開しながら、未来の農業をデザインしていく、これがこれからも必要であると、このように考えているところであります。 2 番、山崎議員 それでは、厚沢部町の生産販売高推移というのは、もう59年から長い実績を集計したものが、皆さん実是一緒に町長のほうでも御覧になっていただいているというふうに思いますが、今言いましたように、平成3年が約49億円、売上げを起こしておりますが、単純に言いますと、令和元年では20億円下がりました。これはどういうことかなと思って、この実績表を見ますと、やはり野菜がちょうど十数億円、ちょうど減収した分、野菜が落ちているんです。 だから、やっぱり厚沢部町の販売高を維持していくためには、やっぱり野菜の位置づけというのは大変重要なことになるのかなと思ったりもしております。 一応私は、厚沢部農業の弱体というような表現をしましたが、私自身もそうは思っておりませんが、ただ、ロツト的に見ますと、片方で49億円売った実績があります。片一方はその20億円下がっていると、ロツト的に見ますと、何でこうなるのという、そういう私は懸念を持
------------------------	---

議 長 税 務 財 政 課 主 幹	ったわけであります。 ただ、その中には、個々の農家は面積を拡大して物すごい経営力を持った農家、そういう経営者が出現してきました。ちょっと参考までにお聞きしますけれども、1億円を突破している個々の農家数は、今何戸ぐらい厚沢部町にいらっしゃるのでしょうか。 税務財政課主幹 ちょっとすみません、客観的な数字じゃないですけども、私、今年所得を農家の方のが来た段階では、3戸は間違いなく超えているのを確認しています。実収入としてですね。雑収入も含めた、先ほど出てくる交付金等を含めた段階で、本当の所得収入となっている人では、1億円を個人として超えている人は3戸は間違いなく確認しています。
議 長 山 崎 議 員	2番、山崎議員 多分面積的にも、私の近場でも、もう100ヘクタールを超えるような大型規模で経営されている方もおります。だけれども、そういう人の経営形態を見ますと、やはり麦を中心にしたたり、そういう機械力というような、そういうような形。だから、将来的にはそういうような方向に厚沢部町農業は進んでいくのか。それとも、限られた中で、やっぱり野菜を取り入れた中でまたやるとか、そういうようなことになるのか、ちょっとそれは私、読めませんけれども、ただ、ここにデータがあるんですが、人口の減少はこれは言うまでもなくどんどん減少しています。それと同時に、檜山の農業者の人口も急速に減っております。農家の人口動向の予測を2010年は檜山全体では4,564人、そういうふうにして捉えているんですが、それが2025年で約半分になります。2,201人、約半分まで減るという、そういうデータが出ています。 しかしながら、その反面、耕地面積が拡大します。2010年では、檜山では1戸あたりが

議 町	11. 4ヘクタール、それが2025年では20.2ヘクタール、約倍くらいの拡大、そういうような格好です。だから、厚沢部町は将来的にしたら、私もそうでありますけれども、担い手はもうおりません。私の地域はほとんどそうです。今、我々の先輩方で80歳を超えている人も現役で頑張っています。そういうふうに頑張ってもらわなきゃならないと思っているんだけど、だけれども、その先がちょっと受けてくれる状態にないんですよ。そうしたら、どうしたらいいかなということを大変今いろいろ検討しながら方向性を探しているところでもあります。 展望として、町長、どういうふうに、ここにありましたね、未来農業の姿をデザインしていくんだという、そういう示しておりますけれども、町長、厚沢部農業のデザインをどういうふうな形で描いたらよろしいでしょうか。私は何かしら、ただ、売上高を上げるということであれば、今、当路あたりのあの大きな農家でも、野菜をどんどん作っているんですよ。カボチャ作っている、大根作っている、ネギも作っている。そういうことで販売を上げています。けれど、それも全てができる状態ではないわけでありますから、何にポイントを置いて安定的に厚沢部町農業を伸ばしていくかということを、町長、どういうふうにお考えでしょうか。 町長 将来展望、農に生きるという厚沢部町の基本計画の中でも申し上げておりますけれども、ここ10年の農業所得の伸びといいますか、これはもうかなりなものがあるわけですし、今ちょっと担当のほうからもらったデータによりますと、1億円を超える農家というのは、個人では5戸、法人では1、こういうふうな現状になってきております。 今、10年前に我が町で1戸の農家が1億円を超えて売るなんていう考え方、ありましたか。まず、これはもう夢物語ですよ、はっきり言ったら。ところが、今現在ではこういうデータが出
----------------	---

てきている。そして、御案内のように、山崎議員は農協のデータで物を言っているんでしょうから、そういうふうな捉え方もあるわけですが、今現在、厚沢部町ではいろいろな農業団体があります。個人団体もあれば、10人、20人、集合団体もあります。こういう中を見ますと、この団体だけで農協をくぐっていない販売高が1億550万円ある。1億500万円。これは今、山崎議員のデータには入っていない数字であります。それから、今特に農業の方針、安倍晋三内閣が強い農業をつくる、こういうふうな方針を当時出しまして、攻めの農政と、攻めの農政をするという大きな題目を立ててやったわけですが、さっぱり国は攻めていませんけれども、我々は攻めています。どんどん攻めて、国以上に攻めて農業を進めております。

そんな中、今、高収益、作物の次期計画をきちっとつくりながら、厚沢部町はこういうふうな作物で野菜関係もこういうふうに伸ばしますと、こういうことの中で、今、国は3億9,000万円、農家に交付金としてもらえるように、今作業を進めております。これらも恐らく12月までには、額は別としても確定するであろうと、このように思っていますから、こういう交付金、これからの次期作農業の強い農業をつくるためのこういう交付金というものを農家に与えて、そしてそれぞれの農家個々を強くしていく、こういう策の中で、今、厚沢部町農業、檜山には農業といったって、今金とうちよりないわけですから、この2か所の中で、これから道南の農業というものを完全に取り仕切ってしまうなければいけない。そういう覚悟の中で、今、どんどん農家の若い者をこういう方向に向かせて、そして進めていくと。若い者、若い者というのはちょっと語弊がありますけれども、山崎議員あたりには耳に入っているかどうか分かりませんが、若い農業青年部にはそのように進め、そして、これからの厚沢部町の農業の所得倍増も当然考えていくと、こういうふうな進めをしていきたい、こういうふうと考えているところであります。

議 長 山 崎 議 員	いずれにしても、今回の農業、日本国中災害でどこも逼迫した農業になっているわけですから、こういうときに北海道の道南の農業というものをアピールしながら、全国にはい出していくと、こういうふうなことも当然必要であるというふうに考えておりますので、農協オンリーではなくて、やはりこういうふうな団体もかなり大きな動きをしてきているということがありますから、厚沢部町の農業は、私はあえてしぼんだ考え方ばかりじゃないと、もっともっと伸びていくと、こういうふうな考え方を持っておるところです。 山崎議員、今回で最後の質問といたします。 なかなか表面に出てこない数字でありますけれども、本町農業は経営所得安定対策というような形で資金がかなり入っています。これはいろんな販売高、販売実績というんではなくて、例えば転作奨励金であるとか、いろんなそういう形。これは私もちょっと目にしましてびっくりしましたけれども、実際に平成30年に8億2,000万円入っています。そして、31年、令和元年に10億円入っているんですよ。これはやっぱり厚沢部町農業を支えている大きな原動力の一つになっているんだなと。これでプラスアルファして、やっぱりこれからは販売生産高を拡大していかなきゃならない。私はそんな感じを持っているところであります。 これからは、何かしら、つい最近の新聞に報道されておりますが、一生懸命頑張って、天候で苦しみながら米を作ってきました。今、収穫間際になったら、米余っているから値段を下げるよ、そういうふうな報道を今度は盛んに流しております。何かしら残念な気持ちになります。 ある新聞のコラムを紹介して終わりにしたいと思いますが、昨年暮れに、日本の国の中でラグビーが大変ブームになって、日本のチームも活躍をしました。このラグビーの大切な精神に、ワンフォーオール、オールフォーワンというのがあるんだそうです。これを訳しますと、一人は
------------------------	---

		みんなのために、みんなは一人のためにと訳するのが正しいという。つまり、全員が目的を達成するために全力を尽くすという意味だそうであります。会社員で働く私たちは肝に銘じたい。もう一つは、前へ、困難でも前を向いて歩む姿勢を示しておる。人生に通ずるものがあると、こういうコラムがありました。紹介をして、これで質問を終わりたいと思います。 ぜひみんなで前進したいと思っておりますので、よろしく御指導をお願いしたいと思います。
議	長	それでは、一般質問が終了しました。
議	長	これにて暫時休憩します。（１１：２９）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１１：３０）
議	長	一般質問の通告は以上であります。
議	長	これをもって終結します。
議	長	これより議事に入ります。
議	長	日程第６ 議案第１号令和２年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長		議案第１号の令和２年度厚沢部町一般会計補正予算（第６号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は６ページから９ページまでです。歳入全般について質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。

議 長 議 長 議 長 高 田 議 員	歳出は款ごとに行います。 最初に、２款総務費について、ページ数は１０ページから１３ページまでです。 ９番、高田議員 ページ数でいけば１１ページになりますが、地方創生拠点施設重点道の駅の整備基本設計委託料ということです。説明資料を見ると、成果を踏まえということで、基本構想から設計にかかるというふうに説明書に書いてあるんですが、今朝ほど、その構想図なるものも示されましたので、こういうことなのだなというふうに思いながら、今想定されている構想というものの中身について、もう少し説明が欲しいなということが一つです。まず、これ一つ、お願いします。
議 長 総 務 政 策 課 長	総務政策課長 お手元に、今朝、机に上がっているかと思います。Ａ４の横になりますけれども。 基本構想での今の考え方をちょっとお示ししたいと思います。 規模的には、大きさが約２２０坪程度の、現在の物産館と、これからトイレのほう、今事業を進めているところですが、その間の既存のさわやかトイレ、これがあるところの中間にこのようなものを建てようという構想でございます。その中で、インタラクティブと書いてある右側の上のほうに、ちょっと丸くなったような部屋があるかと思いますが、これにつきましては、壁に、例えばですけども、町の館城の歴史的な風景といいますか、そういう情景をこの部屋の中で映し出して、来場者にお見せするというような部屋になっております。あと、下のほうにいきまして、テナント、２店舗になるか３店舗になるか、今それこれから詳しく煮詰めていくところでございますけれども、７０坪ぐらいのテナントのスペースと。中央にはホール、飲食のできるようなホールを今想定しております。あとは下のほうに管理部門として、レジであった

議長 高田議員	り受付できるようなそういうスペースで全体で２２０坪程度の建物ということで今考えているところでございます。 ９番、高田議員
議長 高田議員	新しく、それでいくと、今ある建物というのは、そのまま売場になるのかなというのと、そのところがちょっと疑問がありますが、それともう一つは、今の構想から、さらに設計ということになって動くと思うんですが、最終的には、例えば生産者だとか、商工関係だとか、観光協会だとか、そういう関係の方々と、例えば意見を聞くだとか、相談するだとか、そういうことというのは今後ないのかどうか、あるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。
議長 総務政策課長	総務政策課長 今の段階では、まず、既存の物産館の売場のこちらの会館のほうは、今のところいじる予定はないといえますか、なんですが、実際、この次の段階に入る、今回予算計上させていただきました基本設計、この段階で細かい部分といえますか、詳細な中身を検討していかなければならないと考えておりますので、関係団体、それから、今新しくできる施設の中に出店云々かんぬんという話もあろうかと思えますけれども、その辺も今後そういう団体だとか、それから今出品されている農家さん方との話合いの場というんですか、そういうのもぜひ設けて、細かい部分を煮詰めていけたらなというふうに考えております。
議長 町長	町長 ちょっと今、補足しますけれども、どうなるか分からないような絵紙ですけれども、これが今、既に基本構想というものが出来上がって、全体の中でどういうスタイルにするのか、どういうものを引っ張ったらいいのかとか、いろんな構想、今出来上がります。そして、続いては基本

議 長 上 戸 議 員	計画というものが、今度具体的にこういうものをつくりますよとか、いろんな具体的な計画が入ってくる。これにつきましては、本町では今総合計画の全体計画の打合せをしております。町民の方々とも既に若い方々の意見も聞いたり、この期待をどういうふうな構想で進めたらよろしいかというふうなことも、総合計画の中でこの部分も聞いております。 そういう中で、やはり、今の既存の販売物産店の場所と、これはこのまま残して、もっとこれと合流させて生かした使い方にしたいと、こういう考え方がありますし、残念ながら、こういう変形した形になっていきますけれども、実はここに丸が書いてあるこの下には土地改良区の土管が入っているんです。それで、そこは建物が入っていけない場所になるものですから、あえて窮屈ですが、この土管を避けた位置で、この図柄を今検討していると、こういうことでございます。 いろいろ用地を腹いっぱい使ってやれば豪華なものができるわけですがけれども、残念ながら、そういう既設のものがあったりして、非常にその面積が制限されるということがありますので、今、取りあえずはこういう原案で、基本構想の中で、こういうものはどうですかという、したがって、これと既設の今のセンターと新しいのができて、トイレが3つ並ぶと、こういうふうなあそこのスタイルにしたいと、こういうふうな基本計画の段階での、このデザインが決まれば、もっと具体的に皆さん方との懇談をしながら意見交換をすると、こういうふうな方向になるかと思います。 7 番、上戸議員 同じページ数、11ページにありますけれども、農に生きる推進協議会運営費の補助金618万円計上していますけれども、これは説明資料を見ると、オンラインによる新規就農希望者募
------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	集、それから農産物 P R 事業の実施、新規市場の開拓というふうに書いていますけれども、この中で、特に農産物の P R だとか市場の開拓、これ、具体的にどのようにしたいというふうに考えているんでしょうか。それを説明願います。 農林商工課主幹 まず、今回のこの補正予算、農に生きる推進協議会の補助金の増額なんですけれども、資料にありますとおり、最多額の範囲内で計画を変更するものであります。その要因といたしましては、新型コロナによってできない事業というのが見えてきたために、また新たな事業を取り入れて今回組み直しております。 具体的な事業でありますけれども、オンラインによる農産物 P R 事業の実施ということですが、よく最近テレビなんかで、オンライン飲み会とか、そういうのがありますよね。そういうような形で、厚沢部町の農産物を使った中でそれを食べていただいて、オンラインなんかで皆さんに厚沢部町の生産物のよさを知っていただいて、さらに、SNSなどで拡散していただくような内容の事業を考えております。 また、新規市場の開拓につきましては、大根、共選をやめるという話は既に皆さん御存じのとおりかと思いますが、農に生きる創生事業も新規市場の開拓というのがもともと、販路拡大ですね、そういったことが計画にありましたんで、そこは抜くわけにはいかないということで、現在、檜山南部の青果物連絡協議会と協議いたしまして、土つき大根の出荷などによって今後の販路が開けるかの実験を行いたいと考えております。 以上です。 7 番、上戸議員
議 長	

上戸議員 議長 農林商工課主幹	例えば新規市場の開拓といいましても、今までかなりの分で、何年、何十年もかかって市場開拓してきたと思うんですけども、全くこれと別に新たに市場開拓するということで捉えてもいいんですかね。 それと、もう一つ、その上のほうのオンラインによる農産物のPRということは、相手が必ず必要なわけです。そういう相手をどのように探すというか、これも簡単ではないと思うんです。言葉で書くと簡単だかも分からないけれども、必ず相手が必要なわけだから、これを一体どういうふうに具体的にやるつもりで計画を立てているのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。 農林商工課主幹 確かに上戸議員御質問のとおり、いずれも難しい事業だということは認識しております。まず、土つき大根の件についてでございますが、現在は厚沢部町で共選という形で出荷しておりますが、今後、共選場も運営が難しいということで、今回新たな販路となるのは、そのままこちら側で共選しないで、まだ土がついたままコンテナで出荷して、相手方で選別していただくと、そういった形で、新たな販路というか、売り方ということになってくるかと思います。 予定の出荷先としましては、茨城県で9トンから10トンを受け入れていただくということで現在進めております。 2つ目のPRの相手を探す、これは確かにおっしゃるとおり非常に難しくて悩んだところでもありますけれども、この地方創生の事業を展開するときには、必ず民間事業との協力体制というのが求められております。その協力体制の相手というのは、株式会社マイナビ、ここはマイナビ農業というサイトを持っておりますので、そこ経由で発信することによって、かなり多数の人数に
--------------------------------------	---

議長 高田議員	発信できるような仕組みになってございます。 以上です。 9番、高田議員
議長 高田議員	同じページなんですけれども、100パーセント国の補助の事業なんで、いいところ引っ張ってきたなと思いながら見ていたんですけれども、うずら温泉のエアコンの更新工事なんですけど、恐らくこれ、それなりの期間がたったエアコンなんで、通るのはいいんですけども、いつぐらいの時期にやる計画なんですか。
議長 町長	町長 今のコロナ対策の一環でやるわけですが、今、うずら温泉は、当初建設したときからの、個々の部屋のエアコン、もう効かない部屋がたくさん出てきています。そんな状態なものですから、今回、一斉に宿泊施設の部屋はコロナ対策をしようということで、全室を替える予定で、即、この予算を頂いた際には、早く発注して、できれば何ぼかこの暑いうちに使えるような、こういう時期につけたい、こういうふうな考えでございます。
議長 浜塚議員	8番、浜塚議員 今の関連でございます。コロナ禍、全世界でまだまだ収まらないという中、そんなことはないと思いますけれども、うずら温泉で発生というようなことは、間違ってもないと思いますけれども、コロナ対策として非常によいことであると思います。 ただ、何かコロナ対策には換気が大切というようなことも言われています。それで、一部エアコンの中には換気をしながらエアコン機能が発揮できる機種があるというふうな話を聞きますが、今回更新するエアコンについては、そのような機能を備えたエアコンということになるんで

議長 農林商工課長	しょうか。その辺をお願いしたいと思います。 農林商工課長 今回導入を考えておりますエアコンの更新工事でございますが、一応客室6畳用に対しては、お掃除ロボットタイプのものを16台、10畳用のところに対してもお掃除ロボットタイプを2台入れるというような考え方で今動いております。
議長 農林商工課長	課長、もう一度。聞き取れなかったみたいなので、もう一度答弁をお願いします。 今回エアコン更新の工事ということで導入を予定されておりますタイプにつきましては、お掃除ロボットタイプということで、客室6畳用に16台、10畳用のほうに2台ということで、今考えております。
議長 浜塚議員	8番、浜塚議員 もう少しすみません。私ちょっと言葉足りなかったんですけども、換気が大事ということで、換気のできるエアコンがありますよという部分で、空気清浄機能がついたものに更新すると、いいことだと思うんですが、換気と空気清浄とは違う中身、機械もそうだし、中身でないかと思うんですが、その辺はどっちなのか、ついているのかついていないのか、換気が。ということだけでもよろしいです。お願いします。大事だと思いますんで。
議長 農林商工課長	農林商工課長 今回入れるタイプにつきましては、空気清浄機能がついたものでございます。換気もできるというような形になります。
議長 中山議員	1番、中山議員 上戸議員の質問とちょっと関連するんですけども、さっきの説明であれば、大根を主体にと

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	いうようなことの説明なんですけれども、大根の J A の取扱いというのは今年変わったということに聞いています。どう変わったかということ、今までの共選と、それと加工用ということでシフトするということなんですけれども、この P R を大根に絞ってやるための事業費なのか、それとも J A のやるべきことでないかなと私は思うんですけれども、J A の取扱いがどのようになるのか、その辺についてもう一回説明していただきたいと思います。 農林商工課主幹 まず、J A の大根の取扱いでございますが、野菜価格安定基金の絡みもありまして、そこで協議された中では、共選は今後続けていくのは難しいと。また、野菜価格安定基金も今後解散に向かっていくということで、大根の置かれる環境というのは非常に変わると思います。 今までどおり共選での出荷というのは当然できなくなりますし、ただ、加工用の出荷はできるかとは思いますが、大根を今までどおり作って、新たな出荷先というのを確保して出荷していく方法というのはあるのかなのか、その検証を今年度で行いたいと考えておりました。 また、候補につきましては、先ほどの説明では土つき大根をベースで考えておりましたが、J A のほうでは、キャベツやカボチャやブロッコリーなど、そういったものもコンテナ出荷の方法がないかということで考えているんですけれども、そこは農に生きる推進協議会も決まった予算の中で動くわけですから、優先順位をつけて取り組んでいきたいとは考えております。 まず、J A との関係でございますが、この農に生きる推進協議会は、J A をはじめとした関係機関、また農業者で構成した推進協議会となっておりますので、それぞれの意見を反映した中で事業を進めていくということで、おのずと J A のやることだということも分からなくはないんですけれども、地方創生の交付金が活用できて、農業者の方の負担も減らしながら実験出荷ができる
---------------------------------	---

議長 中山議員	ということで、この協議会の中で取り組んでいきたいと考えております。 以上です。 1 番、中山議員
議長 農林商工課主幹	この事業としては私は大変結構な事業だと思うんですけども、果たしてそれがどの程度の規模で、農家のほうがどの程度これに対して参加するのか、そういう規模的なものが全く未知数の中で今取り扱おうというふうにしているような感じなんですけれども、その辺について、農家がどの程度の参加者がいて、どの程度の規模で今後やっていきたいのか。やはり、事業として取り扱う以上は成功していただきたいので、その辺についてのもう少し詳しい内容を説明していただきたいと思います。
議長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 まず、実際の取組というのは、檜山南部青果物連絡協議会の中で、そのうち厚沢部町は106戸の農家が参加しているわけです。ただ、先ほど言った土つき大根であれば、農家戸数は6戸、面積は35ヘクタール、出荷量が9から10トンということで、当面今年度につきましては、それだけの面積、量を出荷して実験をしていきたいと考えております。 以上です。
議長 中山議員	1 番、中山議員 これはバックアップする側の基礎的な組織が何になるのか。それが大事だと思います。もしこれが全くただの絵に描いた餅であれば全くやる必要がないわけですので、きちっと対応した中で、組織が今、南檜山青果連絡協議会になるのであれば、やはり農協の責任というのはかなり重たいわけですので、その辺で農協のきちとした取扱いの姿勢というものが我々に見えてこない

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	んで、その辺についてはきちっとすべきではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。 農 林 商 工 課 主 幹
議 長 農 林 商 工 課 主 幹	確かに事業に主体的に取り組むのは檜山南部青果物連絡協議会で、その指導を担っているのは農協ということで、もちろん農協さんの指導というのは大前提であります。ただ、やはり農協さん、連絡協議会にしましても、なかなか実証実験をするための経費というのを見るのは難しいということで、そこは協議会の中で経費を見ながら、実際、実行部隊は別になりますけれども、成果を出してほしいと考えております。 以上です。
議 長 高 田 議 員	高田議員 総務課の範囲でいきます。 確認したかったですけれども、ページ数として13ページのところの戸籍情報システム改修委託料云々と3行ありますよね。これ、確認です。今、政府が非常にマイナンバーカードを普及させようとして動いておりますが、それとの関係でこのシステム改修というのが必要なのかということちょっと確認したいです。
議 長 保 健 福 祉 課 主 幹	保健福祉課主幹 議員おっしゃるとおり、今、国ではマイナンバーカードを活用した利便性の高いデジタル社会を構築するということで進めているところであります。 今回、予算計上しましたものも、令和5年度までに国では戸籍もマイナンバーカードに統合していくということで、その段階的な整備の1段階目ということであります。マイナンバーカード

	と連動するものであります。
議 長	審議の途中ですが、休憩して昼食といたします。
議 長	午後は１時から再開いたします。（１２：００）
議 長	午前中に引き続き審議を続行いたします。（１３：００）
議 長	それでは、歳出の質疑を行います。
議 長	２款総務費について質疑ありませんか。ページ数は１０ページから１３ページまでです。（発言する声なし）
議 長	それでは、次に、３款民生費について質疑ありませんか。ページ数は１４ページから１５ページまでです。
議 長	９番、高田議員
高 田 議 員	ページ数１４ページの福祉温泉施設の管理費のボイラーばい煙測定業務委託と温泉排水管の清掃業務委託、それぞれこの施設の内容はどういう内容なのかということ、取りあえずその説明をお願いします。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	ボイラーばい煙施設測定業務委託料につきましては、上里の温泉のボイラーから出る煙のばい煙を測定して、檜山振興局のほうに報告するというような形のばい煙の測定業務委託料です。 それから、温泉排水管も同じく上里温泉施設のオーバーフローしている排水管なんですけど、ずっと清掃はしていなかったんですけども、ちょっと手の入るところじゃなくて、配管をばらして掃除しなきゃならないもので、これも業者委託して排水管をばらして清掃して、がらがたまるんで、その清掃委託料となります。

議 高 田 議 員	長	9 番、高田議員
議 建 設 水 道 課 長	長	いうことは、今、上里がスタートして、今回初めてやることなんですか。定期的にこれやらなきゃいけないということなんでしょうか。 建設水道課長 今後とも定期的に、来年から定期的に、ばい煙のほうにつきましても、年間 2 回、測定しなきゃならないと。それで、排水管のほうも年 1 回清掃しなきゃならないんで、これは来年度から追加で、今回、当初では見ていなかったんですけども、途中からやらなきゃならなくなったもので補正しました。
議 議	長	ほかに民生費について質疑ありませんか。ページ数は 1 4 ページから 1 5 ページまでです。 (発言する声なし)
議 議	長	それでは、次に、4 款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は 1 6 ページです。 (発言する声なし)
議 中 山 議 員	長	それでは、次に、6 款農林水産業費について質疑ありませんか。ページ数は 1 7 ページです。 1 番、中山議員 これ、振興公社のほうの要望ということで、1 0 0 パーセント道の補助金というようなことで、大変いい事業だと思うんですけども、町長、当初、農業振興公社ができたときは、小さい農家の方々でも間に合わない方に手助けというようなこともあったんですけども、最近は、見ればほとんどが大型農業をやっている方々の手伝いというようなことで、私もちょくちょく頼むんですけども、職員の方々がだんだんこういう小さい仕事はやれなくなるよというような、先般、そういう話がありました。何かしらもうけ主義に走っているといえは走っているのかなと思

議 町	いますけれども、話を聞くと、大変赤字を起こせば大変だというようなことで、職員の方々もちょっと悲観的になっているところがありますけれども、その辺についての公社の今後の、やはり、その小さい農家でも気楽にお願いできるようなシステムにしないと、大型農業のためだけの振興公社になってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についての今後の運営の方針についてお聞きしたいと思います。 町長 振興公社の関わりであります、振興公社、実は議員さん方は御案内のように、私は振興公社の役員から離れているものですから、あまり詳しい話の中まで入っていません。けれども、振興公社をつくったときのルールはありますから、あの当時、振興公社をつくったときは、これからの農業の中で、中規模、小規模の農家は大型機械を買うことは赤字経営につながることで、大型機械をやめなさいと、公社で委託しなさいというのは基本的な考え方ですので、それから、後継者のいない農家がある程度の高齢化をした場合には、重量作業ができないので、それを支援しなさいと、こういう大きな目的2つがありました。 その後、農協が合併しまして、こういう方針がかなり変わったようであります。ということは、公社そのものは、厚沢部町の農家を救うための基本的な考え方があったわけですが、今、道南地区の農家を全部対象にしていると、こういうふうな状況のようです。 ですから、大きい農家を専門的にやっているかどうかは分かりませんが、それはそういう話にはならないと。公社自体は、春から計画的にスケジュールの中で大きい、小さい関わらず、委託業務はやらなきゃならないというふうな考え方があるわけですから、小さいからやらない、大きいからやるなんていう、そんな考え方で公社の職員がいるとすれば、大きな誤りであり
------------	--

議 長 中 山 議 員	ますから、そういうことも含めて、いつかの機会に公社の職員との話の中で、その辺をきちっと形にしちゃう必要があると、こういうふうに思います。 また、なお、長々と日本で最初の農業振興公社でありましたから、過去ずっと黒字会計の公社でもあったし、農家には最低限の安い単価でもって請負をすると、こういうことがずっと続けてこられたわけですがけれども、去年は赤字を出したと、こういうふうな状況になったようであります。 そんな中、今年は機械装備がかなり大きな機械装備をしなきゃならんということで、これも経営的によく考えてやりなさいという話はしてありますけれども、いずれにしても、農協さんあたりとの強い協議の中で、これからも公社は農家のための公社ということで動いていくと思いますので、小さい農家はやらない、大きい農家だけやるということの、そういう方針は全くないという考え方でおります。 1 番、中山議員 町長ね、例えばさっきの大根の話ですがけれども、大根が大幅に減るということで、大根の機械はもう必要なくなってくるというようなことで、売払いしろというような話もあるんですね。びっくりして、それ、どこでどういうふうにしてそういうふうになるのと言ったら、今これ見れば、これはあれですか、全部新品ですか、このトラクター、そしてグレンドリル、それからマニアスプレッダー、ロータリーと、これだけのものを入れるということになると、今まである機械と併用して使うのか、その辺については、機械の管理というのは、これからどういうふうにしていくのか。使う職員もだんだん高齢化してきていますので、その辺についても、ちょっと機械の導入の内容、ちょっと説明していただきたい。
------------------------	--

議	長	農林商工課長
農	農林商工課長	今回の導入する内容でございますが、本町につきましては、昨年度に農業振興公社から近年、麦の作付が増えてきたことなどにより、トラクターやグレンドリル等の機械導入の相談を受けました。振興局を通じまして、産地パワーアップ事業の採択に向けて取り組んできたものでございます。 本事業を整備するトラクターにつきましては、GPSガイダンス機能付きのトラクターを導入し、作業効率を高め、適期作業を進めることにより、高品質な農産物の生産を目指してきたものでございます。
議	長	農林商工課主幹
農	農林商工課主幹	経費につきましては、今説明したとおりなんですけれども、やはり、近年、麦の作業が増えてきました、適期を逃して作業しているということで、今回新品を増大しまして、作業の受託量を増やすことによって適期作業をきちんと行っていき、収量増も目指していくような内容でございます。 以上です。
議	長	ほかに6款農林水産業費について質疑ありませんか。ページ数は17ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。失礼しました。9款消防費について質疑ありませんか。ページ数は18ページです。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号令和 2 年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）
議	長	日程第 7 議案第 2 号令和 2 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保健福祉課長	長	議案第 2 号の令和 2 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 7 ページまでです。介護保険事業特別会計歳入歳出全般について質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号令和 2 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正

議	長	予算、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）
議	長	日程第 8 議案第 3 号令和 2 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
国保病院事務長	病院事務長	議案第 3 号の令和 2 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	収入支出全般について質疑ありませんか。ページ数は 10 ページから 11 ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 3 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号令和 2 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）
議	長	日程第 9 議案第 4 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長

総務政策課長		議案第４号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第４号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
議	長	日程第１０ 議案第５号北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第５号の北海道市町村総合事務組合理約の変更について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第５号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）
議	長	日程第１１ 議案第６号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第６号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第６号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第６号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の

議 長 議 長 議 長 町 長 議 長 議 長 上 戸 議 員 議 長 税 務 財 政 課 主 幹	変更について、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり） 日程第 1 2 議案第 7 号固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。 議案の説明を求めます。 町長 議案第 7 号の固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。（議案内容説明記載省略） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。 7 番、上戸議員 議案の内容についてはこれでいいんですけれども、この後も人事案件があるんですけれども、例えばこの固定資産評価委員会の委員が何人いて、それからこれからの任期がいつからいつまでということも付け加えて、分かっている人は分かるんだろうけれども、私は分かりませんので、その辺も付け加えて説明をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。 税務財政課主幹 まず、委員につきましては、全員で 3 名おります。今回、前の 6 月定例会の段階でも 1 名選任させていただいております、その前で合計 3 名。基本的に町内の状況を踏まえた上で、旧来の下方面の方 1 名、鶉方面の方が 1 名、館方面の方 1 名という形で 3 名体制をずっと維持して、条例にも 3 名となっておりますので、維持してきて、任期につきましては、基本的に、本人がなければ 3 年やってもらっています。たまたま、ほぼ同時期に動いていますので、1 年間に 2 名なり 3 名ぐらいの更新が来る。たまたま先に、その前に更新されている方については、本人の都合により任期途中でやめられている場合があったものですから、ちょっとタイミング的にずれている
--	--

議 長	部分がありますけれども、基本的には３年に１度でやってきまして、会議の内容につきましては、固定資産の評価、要するに価格について、いやこの価格は一般的に高いんじゃないのか、極端に、低いという人はクレームつける人はいないと思いますんで、この評価や効果の判断は間違っていないんだろうかという、その方なり、義務者からの申出があった場合に会合を開くことになっております。 ただし、会合、そういう申出がここ３年程度はありませんので、会議自体そのものは、審議するための会議自体そのものは開催してはおりません。 以上です。 この方の任期は３年というのは分かったんですけれども、今のところの任期は何年何月から今年のいつまでですか。
議 長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 すみません。今の木村秀喜さんに関しては、９月３０日で任期満了になりますので、１０月１日からの期間となります。３年になります。
議 長 議 長 議 長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり） それでは、質疑を終結します。 お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長 議 長	異議なしと認め、直ちに採決します。 議案第７号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり厚沢部町字富里１９番地１、木村秀喜氏、昭和２９年８月１９生まれ、６６歳を固定資産評価審査委員会委員とし

議	長	て選任することに賛成の方の起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、議案第 7 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 13 議案第 8 号教育長の任命について議題とします。
議	長	教育長の退席を求めます。（教育長退場）
議	長	それでは、議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	議案第 8 号の教育長の任命についてであります。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	議案第 8 号 教育長の任命について、討論を省略し、これから採決を行います。
議	長	採決の方法は、会議規則第 83 条の規定により、無記名投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。
議	長	ただいまの出席議員は、議長を除いて 9 名であります。
議	長	次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に高田一弥議員、浜塚久好議員を指名します。投票用紙を配ります。
議	長	本件に賛成な方は賛成と、反対な方は反対と記載願います。白票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	配付漏れなしと認めます。

議	長	投票箱を点検します。
議	長	異状なしと認めます。
議	長	ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は無記名投票です。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票は反対とみなします。
議	長	点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。
議 会 事 務 局 長		議長の許可を得ましたので申し上げます。投票は無記名投票になります。議席番号と氏名を朗読しますので、順次投票をお願いします。それでは、点呼します。１番、中山議員。２番、山崎議員。４番、松村議員。５番、山田議員。６番、香川議員。７番、上戸議員。８番、浜塚議員。９番、高田議員。１０番、佐々木議員。
議	長	投票漏れはありますか。（ありませんの声あり）
議	長	投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
議	長	開票を行います。高田一弥議員、浜塚久好議員は開票の立会をお願いします。
議	長	投票の結果を報告します。投票総数９票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票９票、無効投票０票、有効投票のうち賛成投票９票、反対投票０票です。
議	長	以上のとおり賛成全員です。したがって、議案第８号教育長の任命については、原案どおり可決されました。
議	長	議場の出入口を開きます。（教育長入場）
議	長	日程第１４ 議案第９号教育委員会委員の任命について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	町長
町	長	議案第9号の教育委員会委員の任命についてでございます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	7番、上戸議員
上	戸	議員
議	長	先ほども言いましたけれども、こういう委員が何人いて、任期がいつからいつまでだということも付け加えて、今回の件と、それからもし今後あるのであれば、今後もそういうふうに説明を付け加えていただきたいなというふうに思います。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		教育委員につきましては、委員としては4名おりまして、それぞれ就任の時期がずれておりますが、任期期間は4年間ということで、今回議題に上がっています佐藤祐子さんにつきましては、この後、4年後なんで、令和6年9月30日までの任期になります。あとそのほかの委員につきましては、平成30年10月からの任期の方とか、令和元年10月1日からの任期の方、それから平成29年10月1日からの任期の方と、こういうふうにばらばらになっております。
議	長	以上です。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		教育長もそうですけれども、平成27年にこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが改正されました。それまでは、教育長も教育委員も4年の任期だったんですね。その27年の改正で教育長は3年、それから教育委員については、そのまま4年ということだったんですけれども、制度改正したときに、4人いるんですけれども、それぞれの委員が重なって任期を終

		えないようにということで経過措置があって短い人もいました。本来４年だったんですけども、２年でとか３年でとかで、今現在、各委員は毎年１人ずつ任期を迎えるような、そういう形になっています。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	議案第９号教育委員会委員の任命については、原案のとおり、厚沢部町本町９４番地８、佐藤祐子氏、昭和３７年３月２６日生まれ、５８歳を教育委員会委員と任命することに賛成の方の起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、議案第９号教育委員会委員の任命については、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１５ 意見書案第１号から日程第１６ 意見書案第２号までの２件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	お諮りします。意見書案第１号から意見書案第２号については、議会運営委員会で協議し提出することに決定しております。したがって、あらかじめ配付しておりますので、朗読、質疑及び討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、意見書案第 1 号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書及び意見書案第 2 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の 2 件については、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 7 報告第 3 号各常任委員会所管事務調査の報告について議題とします。
議	長	初めに、総務文教常任委員会第 1 回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。
議	長	高田委員長
総務文教委員長		それでは、総務文教常任委員会の第 1 回所管事務調査報告をいたします。 調査の年月日は令和 2 年 7 月 1 5 日、1 日間であります。 調査項目につきましては、1 から 3 まで全て今回は教育委員会担当の内容でございました。 1 番目、学校運営協議会、コミュニティ・スクール、G I G A スクール構想、小中一貫教育の取組の状況について。2 つ目、新型コロナウイルス感染症防止に向けた対策と令和 2 年度の授業消化を含めた学校運営の方向性、今後の在り方について。3 つ目、館城跡管理と今後の方向性についてであります。 調査委員は記載のとおりでございます。 内容にまいります。 学校運営協議会、C S、G I G A スクール構想、小中一貫教育の取組状況について。 (1) 当町の学校運営協議会、コミュニティ・スクールは、厚沢部小学校が平成 3 0 年 4 月から、令和 2 年 4 月からは鶉、館小学校と厚沢部中学校にも組織され、町内全校での設置となりました。委員は教員を含め、保護者、地域住民、学識経験者などで、9 から 1 2 名程度で構成されております。従来の学校評議員制度は、校長が推薦し、教育委員会から委嘱された評議員へ意見

を求め、それを学校運営の参考にするというものでありました。それに対して、学校運営協議会は、前述した構成員からなる合議体であり、学校運営基本方針や教育活動内容について委員の承認を受け、保護者や地域全体と協働して進んでいかなければならないという組織ということであります。

今後は、小中一環に向けた取組と併せて、小中合同の運営協議会も開催されることから、より一層、地域と連携し、特色ある学校づくりに期待するところであります。

(2) G I G Aスクール構想は、児童・生徒に1人1台のパソコン端末の整備と大容量高速通信ネットワークを一体的に整備し、新時代を生き抜くため、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個々を尊重し、創造性を育む教育の実現のため、I C T教育による次世代の人材を育成する手段として、国が当初、令和5年を目標として開始しております。

しかし、新型コロナウイルス感染予防対策のため、学校及び社会全体がオンライン授業やテレワーク実施の必要性から、リモート化の対応を求められ、前倒しで実施する経緯となりました。

当町は今年度、校内L A N、通信ネットワーク整備と併せて児童・生徒等端末整備で247台を導入予定であります。小学1年から4年生はi P a dを、小学5年から中学生はS u r f a c eを選定し、主要な2つの端末を活用することで、児童・生徒が将来においてO Sに縛られない柔軟な対応ができるようになるものと考えます。併せて、新型コロナウイルスの次波に備えた遠隔授業実施のために、通信環境がない家庭へモバイルルーターを貸し出すなど、家庭での教育環境の平準化を図り、また、情報のクラウド化によるコンテンツの有効活用を進め、学習の効率化と蓄積された情報を活用することで、これまで以上に子供たちの学習方法への選択肢が広がることや、学習機会も増加することが推察されます。その推進については、町教委、各小・中教員によ

る I C T 教育デザインユニットの設置により、児童・生徒に有効な教育ソフトの選定及び活用の協議や学校間での児童・生徒の交流、教員同士での会議等も行われるとのことであり、より一層、I C T 化が加速するものと考えます。

今後の推進に当たり、さらなる関連必要機器整備や活用が想定されるデジタル教科書の検討など、機器の更新計画も含めた方向性を見据えながら進めていくこと、そして、教育環境が変化する中で、児童・生徒を指導する要である教員の研修機会を増やすなど、スキルアップ機会の充実に期待するところであります。

（３）小中一貫教育の取組の状況については、小学１年生から４年生を基礎基本期、小学５年生から中学１年生までを習熟接続期、中学２年生から３年生を充実発展期に分け、小・中児童・生徒同士が関わりを持つことで中１ギャップの解消や児童・生徒相互理解の充実により、豊かな人間性や社会性の育成、特別支援教育の推進が図られることを目的としております。

この推進のため、各小・中学校長と教育委員会事務局長、指導主事で構成される小中一貫教育推進ユニットを設置したところであります。この組織を中心に、令和２年度から３年度を目標とした小中一貫推進計画及び具体的な構想を協議し、学校運営協議会の合意を得て教育長及び町への提言を行うべく取組が進められております。

今後は、各運営協議会と連携し、保護者、地域住民の理解と協力を得ながら、児童・生徒にとってよりよい教育環境の構築に向けた取組を進めていただきたいというふうに考えます。

続いて、新型コロナウイルス感染防止に向けた対策と令和２年度の授業消化を含めた学校運営の方向性、今後の在り方についてであります。

当町では、新型コロナウイルス感染症の全国的な増加による児童・生徒への感染拡大を予防す

るため、令和２年２月２７日から３月２６日までと、４月２０日から５月３１日までの約２か月半、小・中学校を臨時休業としたところであります。

対策として、保護者への通知文書や町、学校のホームページを活用し、感染拡大防止に向けた周知・理解を図るとともに、学校への消毒薬と非接触型体温計等の配布を行い、現場での予防策も併せて行っております。再開時においても、いまだ感染症にかかる特効薬もなく、収束も見通せない中、ウイルスと共存するための新しい学校生活様式を各学校で作成し、授業、休憩時間、給食、家庭、登下校時の予防対策事項について、イラストを交えた一覧表を活用するなど、児童・生徒への指導を図り、危機感を持たせつつも、新しい生活様式の浸透と定着による予防が進むよう進めております。

なお、休業実施による学習不足時数と今年度の進捗状況を補完するため、小・中各校において、校種間のギャップに配慮し、高校入試を控えた中学３年生、次年度に中学進学的小学６年生、入学初年度の小学１年生を優先し、５月には分散登校を実施したところであります。

また、夏期休業期間を６日間短縮するとともに、運動会、体育祭の中止や学校行事の精選、２学期からは次波来襲に備え、土曜授業の実施なども検討し、授業時数の確保に努めており、補完はほぼ達成されているとのことであります。

小学校入学、中学校進学、高校入試は、ウイルスの影響があっても、これまでどおり実施されていくことから、新しい学校生活様式に基づき、児童・生徒、保護者、教育関係者及び地域が丸となった取組により、全ての児童・生徒がコロナウイルスの影響を受けながらも、それと共存した思い出に残る学校生活を過ごしていけるよう今後も努力を続けていきたいというふうに考えます。

続いて、館城跡管理と今後の方向性について。

館城跡は、重要な遺跡として平成14年9月に国から史跡指定されました。例年5月に行われる館城跡まつりのイベント会場となっており、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止となってしまいましたが、昨年で32回を数え、町内三大祭の一つとなっております。当史跡は文化的にも、観光的にも当町にとって非常に重要な財産であると言えます。

史跡の管理業務としては、史跡公園と周辺部の草刈り及び除草業務を5月から8月にかけて実施、観光シーズンのトイレ清掃業務や冬季には樹木剪定等の管理が行われており、現地確認の結果、除草、立木の管理状況は良好であったが、案内看板等の腐食や破損があり、修繕が必要な箇所が見受けられた。当史跡は平成14年度に指定を受けた後、平成18年度には保存管理計画、平成25年度には基本構想、翌26年度に基本計画を作成しております。しかし、御殿の復元には写真や立面図が存在せず、文化庁の基準を満たさないと判断され、実物の復元は難しく手をかけられずにいたという状況であります。

平成29年度に新たな復元方法として、AR、VRの導入が計画され、基本計画の修正が必要となったことから、令和元年度、館城跡保存整備検討委員会とする専門委員会が設置され、2年度中には修正を完了する予定であります。令和3年度には、保存整備基本設計、令和4年度にはAR、VR作成に向けた礎石発掘調査を実施し、令和5年度保存整備実施設計及び堀、土塁復元工事と丸山視点場設置工事をはじめ、令和6年度には柵、排水工事とAR、VRの作成に着手、令和7年度に駐車場、園路、サイン類の整備とAR、VRを完成させる見込みとし、この内容について、今後の検討委員会で協議を進めることとなります。

AR、VRの活用は、過去の文献資料や建築方法を参考に、映像を復元化することで住民等の

議 長 産業厚生委員長	生涯学習やパンフレット化も含め、イベントでの活用や観光資源として視覚に訴える効果的なPRが可能となります。また、実物復元と比べ、コストダウンが図られ、国の補助の対象となることから、整備内容の充実と経費の削減にもつながると考えます。 今後は事業展開と併せ、町民への積極的な情報発信による周知を図るとともに、理解を深め、全ての町民が町の貴重な文化財産、観光資源として再認識し、町外へ積極的PRが進むことを期待するものであります。 以上です。 次に、産業厚生常任委員会第1回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。 それでは、引き続きまして、産業厚生常任委員会第1回所管事務調査報告を行います。 調査月日につきましては、令和2年7月10日、1日間でございます。 調査項目は5項目ございまして、1つ目、農業振興対策についてでございます。2つ目、高齢者生活支援業務について。3つ目、国保病院の運営状況について。4つ目、生活道路赤沼町の町内の道路の整備についてでございます。5つ目が認定こども園の運営状況についてであります。 調査委員につきましては、私と3名で調査を実施しております。 それでは、報告させていただきます。 調査結果でございます。 1つ目は農業振興対策について。 本町の基幹産業である厚沢部町農業の振興を図る対策として、国または道の補助事業の活用や町単独補助事業の実施等、様々な対策を行っております。農業の基本である土づくりに着目すると、主なものに、透排水性の改善、地力の増進、適正なペーハーの維持等の対策が挙げられま
------------------------	---

す。透排水性については、以前より国の補助事業や道営事業を活用しながら基盤整備を行い、農地の透排水の改善を行ってきました。しかし、暗渠整備を行った農地、転作も含むわけでございますけれども、の中には、経年とともに排水の状況が悪くなっている農地も見受けられる現状でございます。

農業所得の向上のためにも、暗渠、明渠の基盤整備が重要であることを農業者に再認識すべく、町としてJA新はこだて厚沢部基幹支店に提言すべきであるものと考えます。

土地改良につきましては、有機質を利用した農産物生産を推進するため、堆肥購入助成を行っておりますけれども、経済的に補助事業を活用したくてもできない農業者もいることから、堆肥散布助成も含めて検討する必要があると考える。今後も国・道及び町単独の補助事業の効率的な活用を進め、関係機関との連携をさらに強化し、町の基幹産業である農業のさらなる振興に期待するものであります。

2つ目でございます。高齢者生活支援事業について。

これまで訪問介護事業等のサービス事業は、厚沢部町社会福祉協議会及び株式会社ティーシーエイによって行われてきました。株式会社ティーシーエイが令和元年12月31日をもって不採算部門である訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所を閉鎖しました。それに伴い、事業を引き継ぐ形で令和2年1月1日から素敵な過疎づくり株式会社があっさぶ介護サービス事業所を開設し、継続して利用者にサービス提供を行っております。

しかし、介護職員が1人でも欠員になった場合、対応が困難になる人員体制であり、土曜日、日曜日も勤務する体制を組んでいることから、今後職員の補充も考えなければならないと思います。訪問介護をはじめとする各種高齢者福祉事業の充実は、高齢化率が42パーセント強、7月

未現在でございます、である厚沢部町では最重要課題である。あっさぶ介護サービス事業所においては、今後多くの高齢者がよりよい生活を送れるよう、新規利用の促進やサービス業務の拡充に向けた中で、今後も継続して経営の安定化が図られることに期待をするものでございます。

また、訪問介護等のサービス事業の経営安定化や効率的なサービス提供を考慮すると、将来的には社会福祉協議会、あっさぶ介護サービス事業所が行っている訪問介護事業の体制について、町全体で協議していくことが必要であると考えます。

3つ目でございます。国保病院の運営状況について。

国保病院の医師体制は、令和元年8月より、常勤医師が1名増え、4名体制となっております。入院患者数は、平成28年度を境に毎年度、減少が続いておりましたが、令和元年度は増加に転じております。また、外来患者も年度末の新型コロナウイルス感染症による大きな影響があったものの、過去10年間に於いて2番目に高い患者数となっております。医療体制の充実による住民の安心感が醸成された結果の現れであるとも捉えられます。

今後は近隣病院の動向を注視しながら、さらなる入院患者の確保に努め、医業収益の根幹をなす入院収益の向上に努めるべきである。また、今後設立される南檜山地域医療連携推進法人については、病院間の連携強化や経営効率の向上等、様々な効果が期待できるが、長期間入院している患者が継続して入院できる体制を確保した上で、町民へこれまで以上に充実した医療が提供されることを望みます。

4つ目でございます。生活道路赤沼町の整備について。

赤沼清水通り線、新町大滝通り線及び赤沼成澤線通りの生活道路について説明を受け、現地調査を行いました。赤沼清水通り線及び赤沼成澤線通りは、通路の隣接地に住宅未施工区画が存在

し、舗装工事が先行した場合、公共ますや上水道を設置する際に舗装取壊しが発生するため、工事費の増大や舗装面の部分沈下等が懸念されます。赤沼大滝通り線は、一部が未処理用地であり、なおかつ既存通路は国有地であることから未整備となっております。舗装は道路表面を覆うことで、安全で円滑な交通を確保するとともに、通行車両に伴う騒音の低減や振動の抑制など、沿道環境を保全する役割を果たしていることから、今後は近隣住民の意見を聞いた上で問題解決に努力すべきと考えます。

5つ目でございます。認定こども園の運営状況について。

園内には発達遅れまたは障害のある児童とその家族が相談支援、発達支援を受けられる場として発達支援センターが開設されており、専任の職員1名と兼任の職員1名で療育を行っております。調査時点で16名の児童が通所しており、前年同時期の6名と比較すると、約2.5倍と大幅に増加しておる現状でございます。開設当初の職員体制と比較すると、職員の負担が増えていると感じられ、今後のさらなる通所児童の増加、または通所児童の発達の遅れや障害の程度によっては、さらなる負担増が懸念されます。

また、全職員の総数は前年と変わらないものの、フルタイムの臨時児童保育教諭が減っていることや、時間に制約があるパートタイム保育助手が増えております。その一方で、ゼロから1歳児及び障害児等の個別の支援が必要な児童が増加してきており、相対的に職員の負担は大きくなっている。しかし、職員体制整備のために保育助手を募集しているが、応募が少なく、安定した職員確保に至っていません。その要因の一つとしては、近隣町と比較して報酬が低い等の待遇面での格差が考えられます。

今後は報酬等の見直しや専門職員配置の検討をし、職員体制の充実に努めるべきと考えるもの

		でございます。
		以上、調査報告とさせていただきます。
議	長	以上をもちまして、各常任委員会所管事務調査報告について、報告済みといたします。
議	長	日程第 18 報告第 1 号令和元年度健全化判断比率の報告について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	長	報告第 1 号の令和元年度健全化判断比率の報告について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	日程第 19 報告第 2 号令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	長	報告第 2 号の令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	報告第 2 号令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率の報告について、報告済みとします。
議	長	お諮りします。日程第 20 認定第 1 号から日程第 26 認定第 7 号まで 7 件の令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定について、一括議題にしたいと思います。これに御異議ありま

議	長	せんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、日程第 20 認定第 1 号から日程第 26 認定第 7 号まで 7 件の令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定について、一括議題とすることに決定しました。
議	長	令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算審査意見書については、あらかじめ配付されておりますので、朗読を省略します。
議	長	お諮りします。ただいま上程されました令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定については、議長、山崎議員を除く令和 2 年度厚沢部町決算審査特別委員会を設置の上、同委員会にお手元に配付のとおり、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、令和 2 年度厚沢部町決算審査特別委員会を設置の上、同委員会にお手元に配付のとおり、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を委任し、これに付託の上審査することに決定しました。
議	長	ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りします。選出方法については指名推選とし、指名の方法は議長において指名することになりたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、議長において指名することに決定しました。
議	長	令和 2 年度厚沢部町決算審査特別委員会の委員長に浜塚久好議員、副委員長に松村松雄議員を指名します。

議 議 議	長 長 長 ただいま議長が指名のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。したがって、令和２年度厚沢部町決算審査特別委員会の委員長に浜塚久好議員、副委員長に松村松雄議員と決定しました。 ただいまから決算審査特別委員会開会のため、特別委員会終了まで本会議を休会します。 （１４：２５）
----------------------	--